

# 基礎資料

## ●土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針（平成23年2月策定）の概要

### 1. 学校の適正規模の考え方

#### 小学校

全学年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる 12 学級以上が望ましい。

なお、統合を考える場合は、学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことができる 24 学級以下を目安とする。

#### 中学校

小学校の考え方とほぼ同様に、中学校では教科担任制となるため、教員配置の面から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる 9 学級以上が望ましい。

なお、統合を考える場合は 18 学級以下を目安とする。

### 2. 学級数による適正規模

**小学校**：12 学級以上（1 学年 2 学級以上）

※統合を考える場合は 24 学級以下

**中学校**： 9 学級以上（1 学年 3 学級以上）

※統合を考える場合は 18 学級以下

### 3. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策

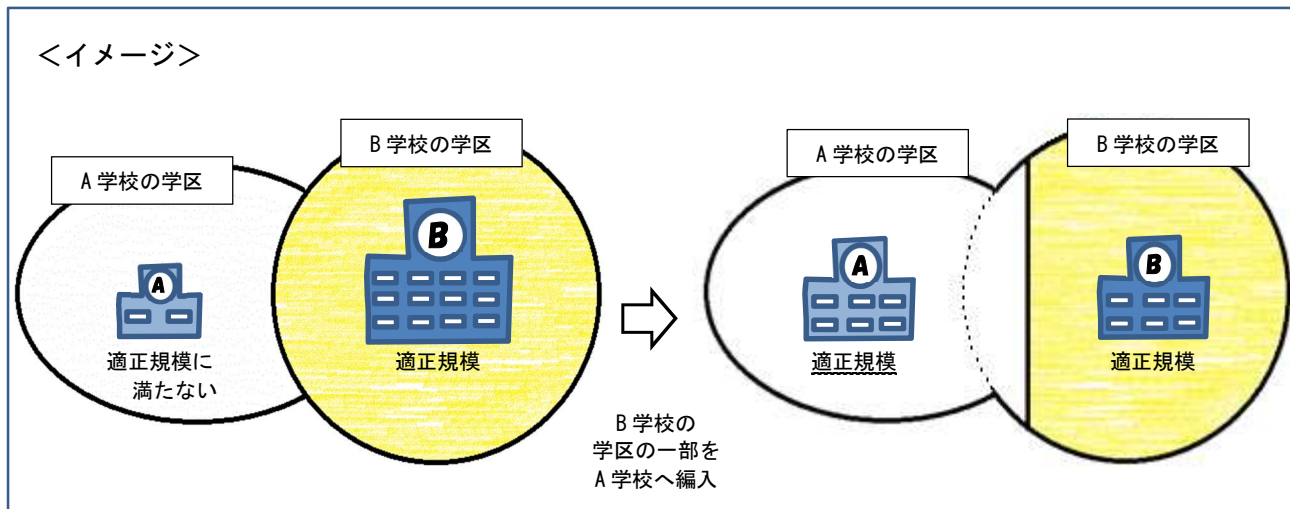
方策 1： **通学区域の見直し**

方策 2： **隣接する学校との統合**

方策 3： **学校の再編成・新設**

### 方策1：通学区域の見直し

⇒適正規模校を満たす学校の通学区域の一部を、隣接する適正規模に満たない学校の通学区域に編入する。



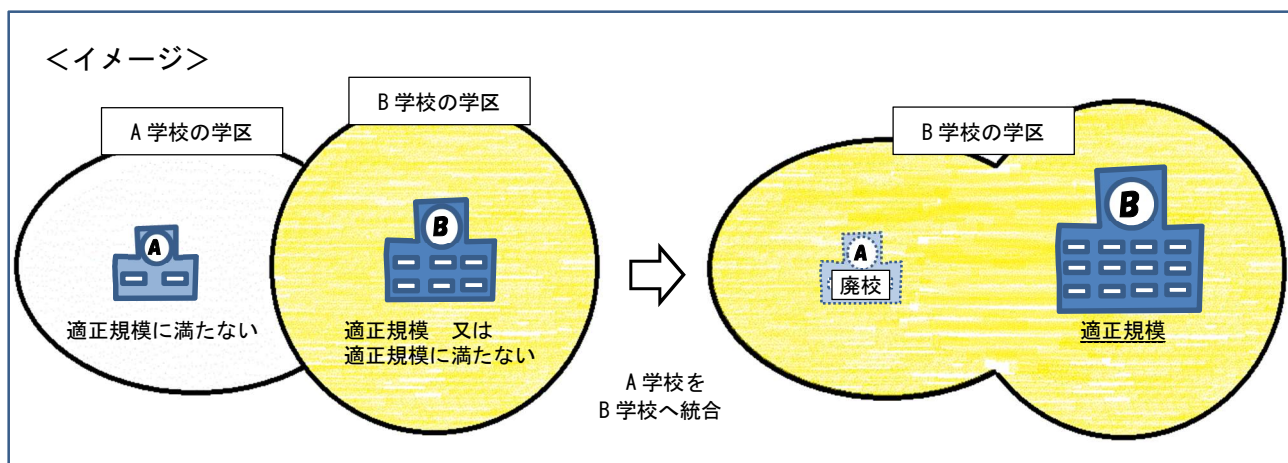
#### <留意点>

通学に関する距離や安全性、友人関係の継続性、自治会や町内会などの地域コミュニティへの配慮が特に必要となる。

対象となる区域住民の合意形成も必要であるが、他の2つの方策と比べ、増改築を要さないことが多く、比較的早期に対応できる利点もある。

### 方策2：隣接する学校との統合

⇒適正規模に満たない学校を、隣接している学校に統合する。



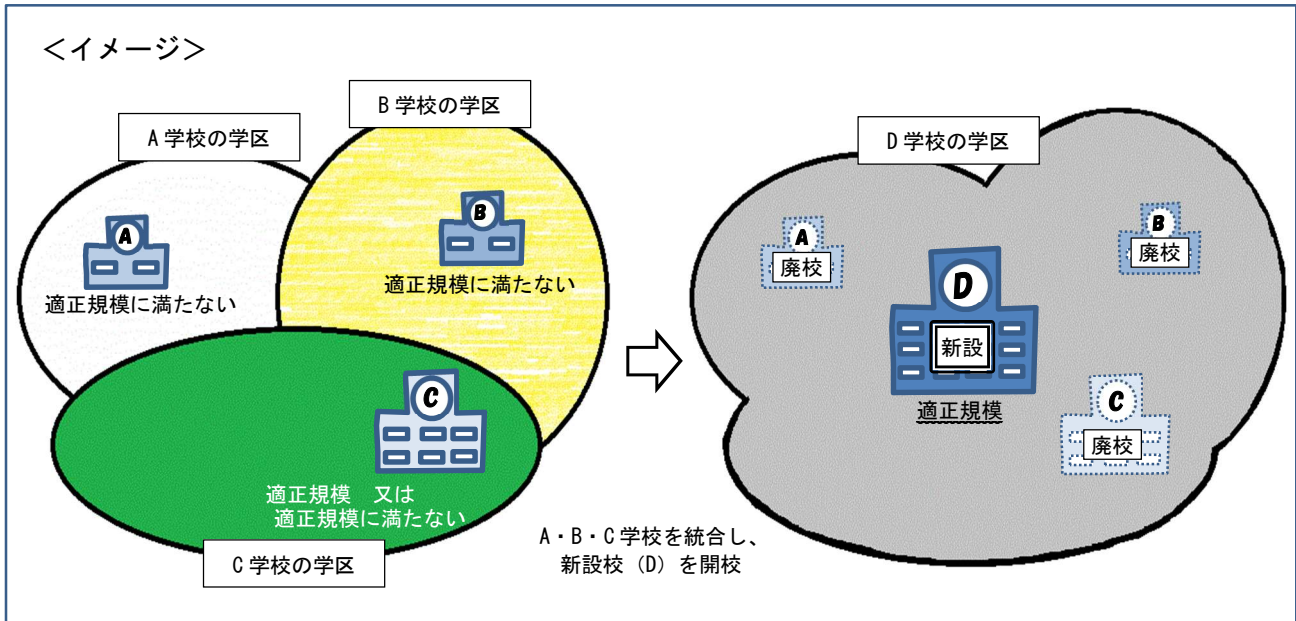
#### <留意点>

通学に関する距離や安全性、受け入れ側の学校の施設許容量、廃校となる学校の跡地利用への配慮が特に必要となる。

対象となる学校区住民の合意形成を図る必要があり、受け入れ側の学校の増改築を要することもあることから、統合までに期間を要する。

### 方策3：学校の再編成・新設

⇒隣接する適正規模に満たない学校などが複数ある場合、新規の学校用地などに学校を再編成・新設する。



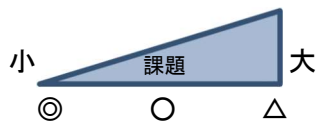
#### <留意点>

通学に関する距離や安全性、新設校の用地確保、廃校となる学校の跡地利用への配慮が特に必要となる。他の2つの方策に比べ、学校用地の確保や校舎の新築（増改築含む）が伴うため、多額の工事費用や期間を要する。また、方策2と同様に、多くの地域の合意形成を図る必要がある。

# 適正配置の方策別課題等一覧

		子供たちに関する課題				地域に関する課題		行政に関する課題	
		環境の変化	友人関係	小中一貫教育	通学距離	地域コミュニティー	地域の合意形成	施設整備の期間及び経費	学校跡地利用
1	通学区域の見直し	・通学区域の見直しとなった児童のみ、学校生活の環境変化を受ける。	・離ればなれになる。	・適正配置実施前と状況は変わらない。	・通学区域の見直しとなった児童の通学距離が遠くなる可能性がある。	・影響が大きい。	・通学区域が分離するイメージとなり、合意形成が難しい。	・比較的早期に安価で対応できる。	・検討不要。
		○	△	△	○	△	△	◎	◎
2	隣接する学校との統合	・廃校となった学校の児童は、学校生活の環境変化を受ける。	・継続できる。	・適正配置実施前と状況は変わらない。	・廃校となった学校の児童の通学距離が遠くなる可能性が高い。	・影響が小さい。	・吸収合併のイメージとなり、合意形成が難しい。	・期間を要し、経費もかかる。	・一部検討を要する。
		○	◎	△	△	◎	△	○	○
3	学校の再編成・新設	・全ての児童は、学校生活の環境の変化を受ける。	・継続できる。	・新設校の場所により、効果的な小中一貫教育も実施可能となる。	・学校までの距離が遠くなる児童が多くなる可能性が高い。 (新設校の場所による)	・影響が小さい。	・対等合併のイメージであり、理解を求めやすい。	・多くの期間及び多額の経費を要する。(建物+用地確保)	・検討を要する。
		△	◎	◎	△	◎	◎	△	△

※ ◎○△を課題の大きさで以下のように定義し、各項目において方策1～3を相対的に評価した。



●上大津地区小中学校の施設状況等一覧

学校名		上大津東小	上大津西小	神立小	菅谷小	土浦五中	
創立年月		M22. 6	M25. 11	S50. 4	S61. 4	S22. 5	
建築年月	校舎 1	S53. 3	S32. 10	S49. 10	S61. 3	S53. 12	
	校舎 2	S58. 3	S49. 3	S52. 3	-	S57. 3	
	校舎 3	H14. 9	S63. 3	S60. 2	-	H18. 2	
	校舎 4	H23. 3	-	S54. 10	-	H24. 3	
	校舎 5	H26. 3	-	-	-	-	
	体育館	S57. 1	S57. 3	S54. 10	S61. 3	H17. 2	
	柔剣道場	-	-	-	-	H3. 3	
	プール	S44. 7	S46. 7	S50. 7	S61. 7	S44. 7	
校地面積	合計 (㎡)		12, 367	12, 509	32, 118	28, 439	33, 704
	内訳	建物敷地 (㎡)	6, 139	4, 370	6, 454	10, 589	17, 679
		屋外運動場 (㎡)	6, 228	8, 139	25, 664	16, 600	16, 025
		その他 (㎡)	-	-	-	1, 250	-
各施設の 面積等	校舎※1 (㎡)		3, 037	2, 267	4, 386	3, 576	4, 675
	屋内運動場 (㎡)		794	794	976	794	1, 226
	柔剣道場 (㎡)		-	-	-	-	687
	プール (25m コース数)		4	4	6	6	7
普通教室数	通常学級の教室として 使用可能な教室数 (教室)		13※2	7	18	10	18※2
H29. 5. 1 時点の 児童生徒数	全児童生徒数 (人)		293	52	464	152	463
	内訳	通常学級 (人)	277	52	426	144	449
		特別支援学級 (人)	16	0	38	8	14
H29. 5. 1 時点の 学級数	全学級数 (学級)		14	5	18	8	17
	内訳	通常学級 (学級)	11	5	13	6	15
		特別支援学級 (学級)	3	0	5	2	2
児童生徒 1人あたりの 面積	校舎 (㎡/人)		10	44	9	24	10
	屋内運動場 (㎡/人)		3	15	2	5	3
	屋外運動場 (㎡/人)		21	157	55	109	35

※1：校舎面積には大型の倉庫や機械室等も含む。

※2：多目的室の改修を要する。

●上大津地区小学校の通学区域

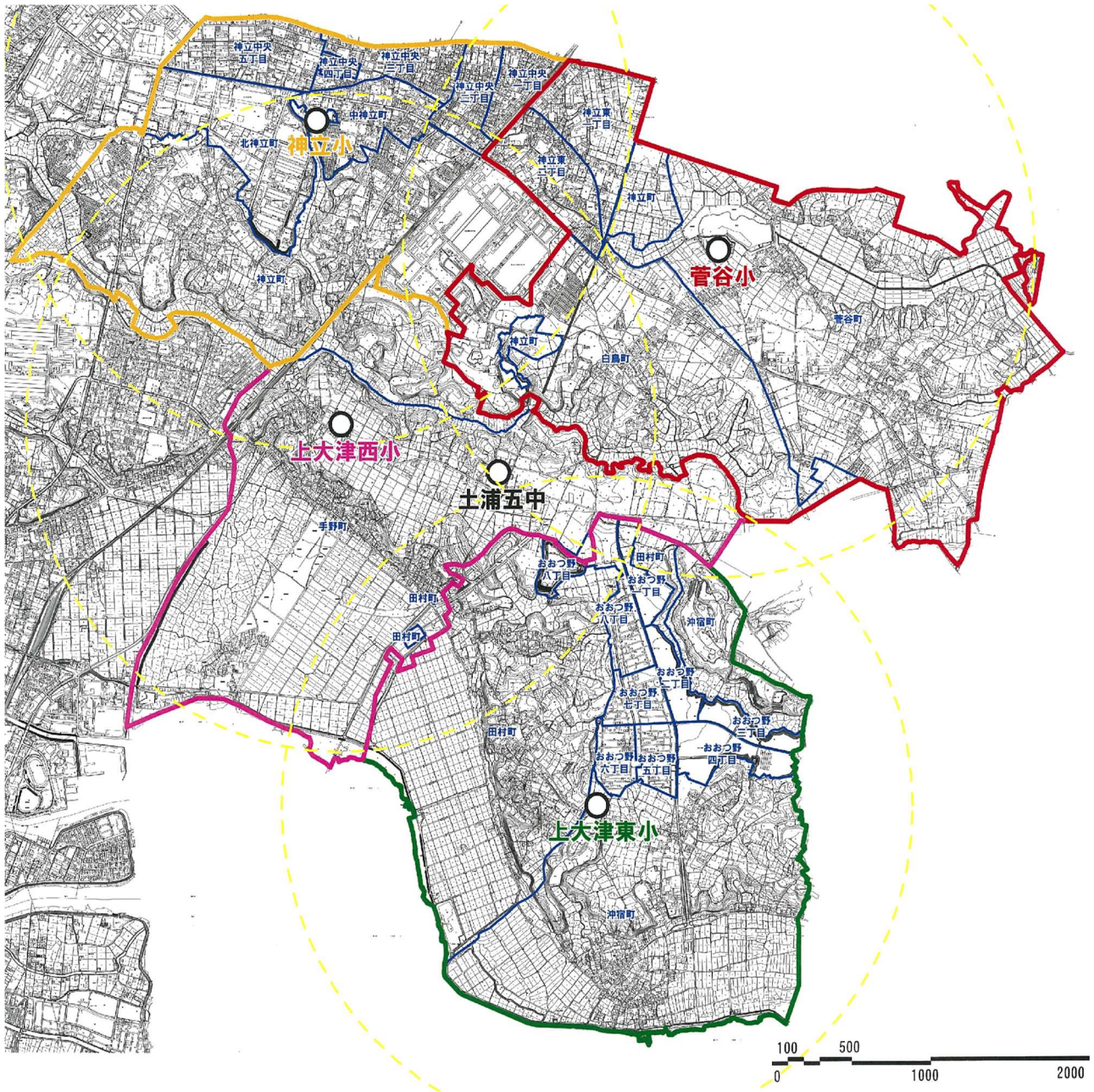


表 上大津地区小学校の通学区域一覧

小学校	中学校	通学区域
上大津東小	土浦五中	沖宿町、田村町、おおつ野 1～8 丁目
上大津西小		手野町、神立町の一部
神立小		神立町の一部、神立中央 1～5 丁目、中神立町、北神立町
菅谷小		菅谷町、白鳥町、神立東 1～2 丁目